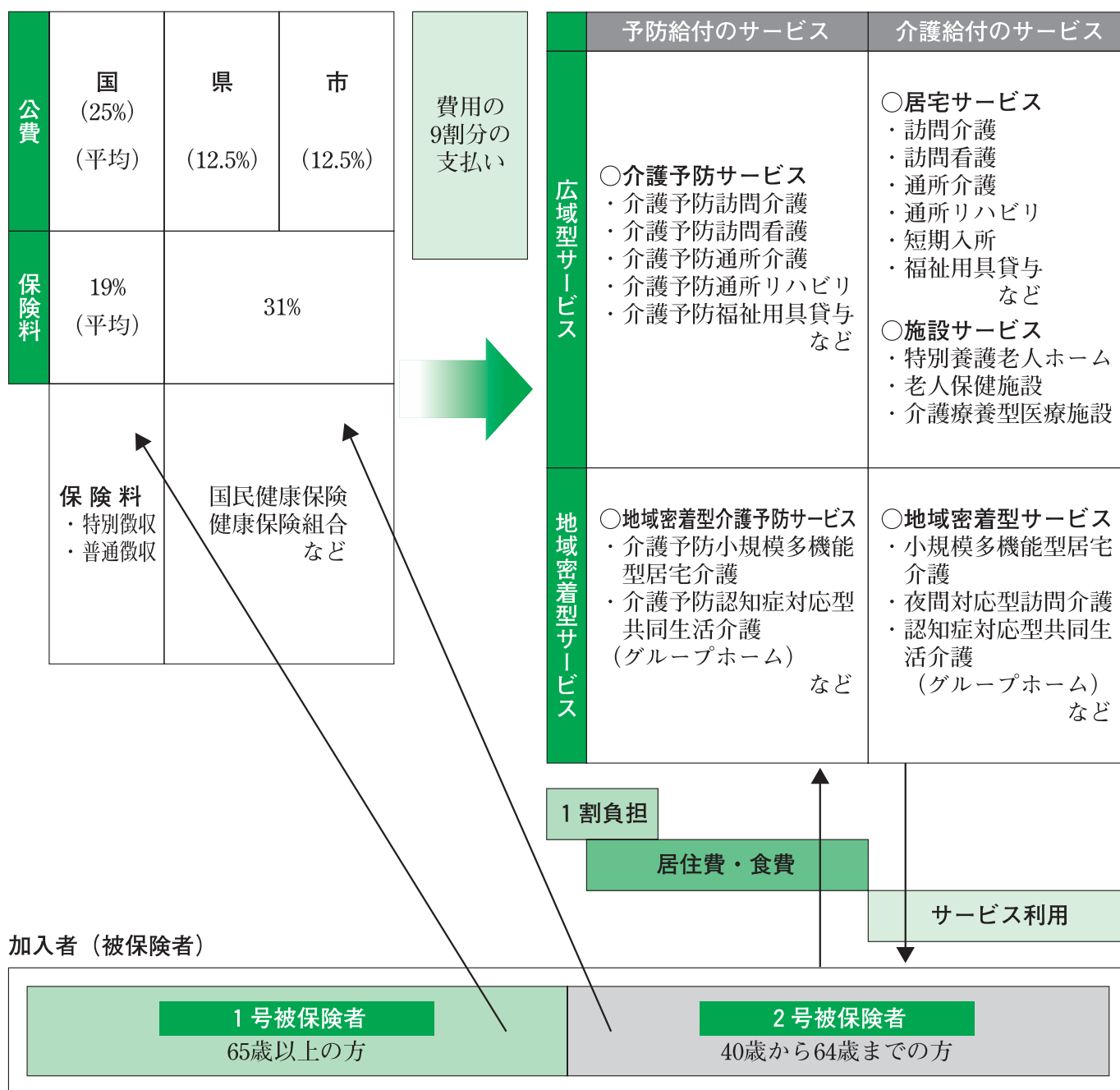


介護保険制度が変わります

平成12年度にスタートした介護保険制度ですが、5年が経過し制度そのものが大幅に見直しされましたので、その概要をお知らせします。

第1点目として、第3期介護保険事業計画に基づき、介護保険料が見直しされました。第2点目は、介護保険制度で地域支援事業を実施することになりました。第3点目は、介護認定審査会で予防給付と判定された人は、地域包括支援センターで予防給付のケアプランを作成することになりました。これと併せて、さらに館内に地域包括支援センターを設置しました。

改正後の介護保険制度の仕組み



主な改正点

- 1号被保険者の負担割合が、18%→19%に変更
- 2号被保険者の負担割合が、32%→31%に変更
- 地域密着型サービスの指定、監督権限が市町村へ